

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
行政経営課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第42号 指定代理納付者の指定……………（行政経営課）…2
- 告示第1号 放置自動車等の撤去……………（建設総務課）…2
- 告示第3号 市道路線の認定……………（建設総務課）…2
- 告示第4号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
- 告示第5号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第6号 市道路線の廃止……………（建設総務課）…2
- 告示第7号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………（文化自治振興課）…2
- 告示第8号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………（文化自治振興課）…3

公 告

- 公告第15号 西大久保小学校ライフライン改修他建築工事に係る条
件付一般競争入札……………（契約課）…3
- 公告第16号 西大久保小学校ライフライン改修他機械工事に係る条
件付一般競争入札……………（契約課）…5
- 公告第17号 西大久保小学校ライフライン改修他電気工事に係る条
件付一般競争入札……………（契約課）…7
- 公告第18号 平盛小学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…10
- 公告第19号 平盛小学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…12
- 公告第20号 平盛小学校ライフライン改修他電気工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…14
- 公告第21号 広野中学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…16
- 公告第22号 広野中学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…19
- 公告第23号 広野中学校ライフライン改修他電気工事に係る条件付
一般競争入札……………（契約課）…21
- 公告第24号 横島関連面整備（目川その7）管渠建設工事に係る条
件付一般競争入札……………（契約課）…23
- 公告第25号 横島関連面整備（十六その2）管渠建設工事に係る条
件付一般競争入札……………（契約課）…26
- 公告第26号 砂田関連面整備（砂田）管渠建設工事に係る条件付一

- 般競争入札……………（契約課）…28
- 公告第27号 宇治浄水場場内配管ほか更新耐震工事（その3）に係
る条件付一般競争入札……………（契約課）…30

正 誤

- 2019年（平成31年）4月19日付け宇治市公報第2242号
……………32
- 2019年（平成31年）4月26日付け宇治市公報第2243号
……………33

告 示

宇治市告示第42号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(揭示済)

宇治市告示第1号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となっています。

自動車等の所有者は、令和元年5月22日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第12条第1項の規定により市において撤去します。

令和元年5月8日

宇治市長 山本 正

車種	塗色	自動車登録番号等 (車台番号)	放置場所
ホンダ スーパー ディオ	黒色	高知市 い69453 (AF27-2053 385)	広野町桐生谷50番地 の4地先（広野町37 号線）

(揭示済)

宇治市告示第3号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年5月17日から14日間

令和元年5月17日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 終	点 点	重 要 な 経 過 地
宇治399号線	宇治半白68番地の47 宇治半白67番地の12		
神明109号線	神明宮北67番地の5 神明宮北67番地の8		

宇治市告示第4号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年5月17日から14日間

令和元年5月17日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
宇治399号線	宇治半白68番地の47 宇治半白67番地の12	6.0	86.6	
神明109号線	神明宮北67番地の5 神明宮北67番地の8	6.0 ~12.0	44.3	

宇治市告示第5号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年5月17日から14日間

令和元年5月17日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
宇治399号線	宇治半白68番地の47 宇治半白67番地の12	令和元年5月17日
神明109号線	神明宮北67番地の5 神明宮北67番地の8	令和元年5月17日

宇治市告示第6号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年5月17日から14日間

令和元年5月17日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 終	点 点	重 要 な 経 過 地	備 考
宇治167号線	宇治野神80番地の1 宇治野神80番地の1			全 部 廃 止

宇治市告示第7号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、小枝尾町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和元年5月17日

宇治市長 山本 正

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

平成31年4月1日

宇治市告示第8号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、やまぶきの丘町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和元年5月17日

宇治市長 山本 正

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
主たる事務所		
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

平成31年4月7日



宇治市公告第15号

西大久保小学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付一般競争入札について

西大久保小学校ライフライン改修他建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 西大久保小学校ライフライン改修他建築工事

（2）工事場所 宇治市大久保町旦原25番地

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

建築面積 2,588.67㎡

延床面積 5,650.32㎡

・ライフライン改修に伴う建築工事

設備機器及び配管改修に伴う内部改修

外構改修

建築物基礎新設工事

・便所改修に伴う建築工事

一式

一式

南棟便所①及び②（1～3階）

北棟便所③（1～3階）

・上記に伴う解体撤去処分

一式

（4）工 種 建築一式工事

（5）工事期間 契約日から平成32年（2020年）2月28日まで

268日間

（6）そ の 他 「西大久保小学校ライフライン改修他建築工事」、「西大久保小学校ライフライン改修他機械工事」及び「西大久保小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（9）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- （１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- （２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- （３）提出部数 １部

4 入札参加資格の確認手続

- （１）確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

- ② 配布期間

平成３１年４月２６日 午前９時から

平成３１年（２０１９年）５月９日 午後２時まで

- ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- （２）確認申請書の提出

- ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。)

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成３１年４月２６日 午前９時から

平成３１年（２０１９年）５月９日 午後２時まで

- （３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、平成３１年（２０１９年）５月２１日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

- （４）その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された確認申請書等は返却しない。

- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

- （１）入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

- （２）配布期間

平成３１年４月２６日 午前９時から

平成３１年（２０１９年）５月２９日 午後２時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

- （１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。)

- （２）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

- （３）質疑の受付期間

平成３１年４月２６日 午前９時から

平成３１年（２０１９年）５月２２日 正午まで

- （４）回答

回答については、平成３１年（２０１９年）５月２４日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

- （１）入札期間

平成３１年（２０１９年）５月２８日 午前９時から午後６時まで

平成３１年（２０１９年）５月２９日 午前９時から午後２時まで

- （２）開札日時

平成３１年（２０１９年）５月３０日 午前９時

8 入札書の提出方法

- （１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- （２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない

者に該当する。

（2）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 1 予定価格

本件の予定価格は、140,508,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。※本件における消費税及び地方消費税の税率は、8パーセントを適用するので注意すること。

1 2 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、116,203,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

1 3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

1 9 その他

（1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（3）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（4）東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第16号

西大久保小学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付一般競争入札について

西大久保小学校ライフライン改修他機械工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 西大久保小学校ライフライン改修他機械工事

（2）工事場所 宇治市大久保町旦棕25番地

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

建築面積 2,588.67㎡

延床面積 5,650.32㎡

・ライフライン改修に伴う機械工事

一式

設備機器改修（受水槽、消火水槽、加圧給水ポンプ、消火ポンプ及び屋内消火栓）

配管改修（給水管、消火管及び排水管）

直圧給水管引込み

ガス管引込み

・便所改修に伴う機械工事

一式

南棟便所①及び②（1～3階）

北棟便所③（1～3階）

・上記に伴う解体撤去処分

一式

（4）工 種 管工事

（5）工事期間 契約日から平成32年（2020年）2月28日まで
268日間

（6）そ の 他 「西大久保小学校ライフライン改修他建築工事」、「西大久保小学校ライフライン改修他機械工事」及び「西大久保小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における管の総合評価値（Ｐ）が７５０点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（９）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

３ 入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（３）提出部数 １部

４ 入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成３１年４月２６日 午前９時から

平成３１年（２０１９年）５月９日 午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒６１１-８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成３１年４月２６日 午前９時から

平成３１年（２０１９年）５月９日 午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成３１年（２０１９年）５月２１日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（４）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５ 設計図書の配布

（１）入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

（２）配布期間

平成３１年４月２６日 午前９時から

平成３１年（２０１９年）５月２９日 午後２時まで

６ 設計図書に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：０７７４-２０-８７７８

（３）質疑の受付期間

平成31年4月26日 午前9時から

平成31年（2019年）5月22日 正午まで

（4）回答

回答については、平成31年（2019年）5月24日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

平成31年（2019年）5月28日 午前9時から午後6時まで

平成31年（2019年）5月29日 午前9時から午後2時まで

（2）開札日時

平成31年（2019年）5月30日 午前9時20分

8 入札書の提出方法

（1）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（2）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

（1）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（2）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、113,292,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。※本件における消費税及び地方消費税の税率は、8パーセントを適用するので注意すること。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格は、94,130,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

（1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（3）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（4）東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第17号

西大久保小学校ライフライン改修他電気工事に係る条件付一般競争入札について

西大久保小学校ライフライン改修他電気工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工事名 西大久保小学校ライフライン改修他電気工事

（2）工事場所 宇治市大久保町旦棕2番地

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

建築面積 2,588.67㎡

延床面積 5,650.32㎡

・ライフライン改修工事に伴う電気工事

一式

構内配電線路

幹線設備

受変電設備

弱電設備

火災報知設備

受水槽電気設備

照明及びコンセント改修電気設備

防犯改修電気設備

仮設工事

・便所改修工事に伴う電気工事 一式

南棟便所①及び②（１～３階）

北棟便所③ （１～３階）

・上記に伴う解体撤去処分 一式

(4) 工 種 電気工事

(5) 工事期間 契約日から平成32年（2020年）2月28日まで

268日間

(6) そ の 他 「西大久保小学校ライフライン改修他建築工事」、「西大久保小学校ライフライン改修他機械工事」及び「西大久保小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を電気工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における電気の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成31年4月26日 午前9時から

平成31年（2019年）5月9日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成31年4月26日 午前9時から

平成31年（2019年）5月9日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成31年（2019年）5月21日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（4）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

（1）入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

（2）配布期間

平成31年4月26日 午前9時から

平成31年（2019年）5月29日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

（1）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（2）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

（3）質疑の受付期間

平成31年4月26日 午前9時から

平成31年（2019年）5月22日 正午まで

（4）回答

回答については、平成31年（2019年）5月24日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

平成31年（2019年）5月28日 午前9時から午後6時まで

平成31年（2019年）5月29日 午前9時から午後2時まで

（2）開札日時

平成31年（2019年）5月30日 午前9時40分

8 入札書の提出方法

（1）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（2）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ

ならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

（1）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（2）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、88,171,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。※本件における消費税及び地方消費税の税率は、8パーセントを適用するので注意すること。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、72,938,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の

100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

（1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（3）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（4）東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（５）１から１９までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、１から１９までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 ６１１-８５０１

所在地 京都府宇治市宇治琵琶３３番地

電話番号 ０７７４-２０-８７１６

FAX番号 ０７７４-２０-８７７８

（揭示済）

宇治市公告第１８号

平盛小学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付一般競争入札について

平盛小学校ライフライン改修他建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成３１年４月２６日

宇治市長 山本 正

１ 入札に付する事項

（１）工 事 名 平盛小学校ライフライン改修他建築工事

（２）工事場所 宇治市大久保町平盛９１番地の３

（３）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 ４階建て

鉄骨造 ２階建て

建築面積 ２，８１４．９４㎡

延床面積 ７，０９７．６２㎡

・ライフライン改修に伴う建築工事

一式

設備機器及び配管改修に伴う内部改修

外構改修（側溝改修及び構内舗装）

受水槽基礎新設

・便所改修に伴う建築工事

一式

南棟便所（１～４階）

管理棟職員便所（２階）

北棟便所（３～４階）

・上記に伴う仮設便所新設及び撤去工事

一式

・上記に伴う解体撤去処分工事

一式

（４）工 種 建築一式工事

（５）工事期間 契約日から平成３２年（２０２０年）２月８日まで

２４８日間

（６）そ の 他 「平盛小学校ライフライン改修他建築工事」、「平盛小学校ライフライン改修他機械工事」及び「平盛小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への

参加制限を適用する。

２ 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（２）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における建築一式の総合評価値（P）が８００点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

（８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（９）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

３ 入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（３）提出部数 １部

４ 入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成３１年４月２６日 午前９時から
平成３１年（２０１９年）５月９日 午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(２) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
- なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒６１１-８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成３１年４月２６日 午前９時から
平成３１年（２０１９年）５月９日 午後２時まで

(３) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成３１年（２０１９年）５月２１日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(４) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５ 設計図書の配布

(１) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(２) 配布期間

平成３１年４月２６日 午前９時から

平成３１年（２０１９年）５月２９日 午後２時まで

６ 設計図書に関する質疑回答

(１) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(２) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：０７７４-２０-８７７８

(３) 質疑の受付期間

平成３１年４月２６日 午前９時から
平成３１年（２０１９年）５月２２日 正午まで

(４) 回答

回答については、平成３１年（２０１９年）５月２４日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

７ 入札期間及び開札の日時

(１) 入札期間

平成３１年（２０１９年）５月２８日 午前９時から午後６時まで
平成３１年（２０１９年）５月２９日 午前９時から午後２時まで

(２) 開札日時

平成３１年（２０１９年）５月３０日 午前１０時

８ 入札書の提出方法

- (１) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (２) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

９ 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１０ 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (１) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (２) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１１ 予定価格

本件の予定価格は、１３３，３８０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。※本件における消費税及び地方消費税の税率は、８パーセントを適用するので注意すること。

１２ 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、１１０，３７０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

１３ 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

（1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（3）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（4）東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第19号

平盛小学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付一般競争入札について

平盛小学校ライフライン改修他機械工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成31年4月26日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 平盛小学校ライフライン改修他機械工事

（2）工事場所 宇治市大久保町平盛91番地の3

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

鉄骨造 2階建て

建築面積 2,814.94㎡

延床面積 7,097.62㎡

・ライフライン改修に伴う機械工事

一式

設備機器改修（受水槽、消火水槽、消火ポンプ、揚水ポンプ及び屋内消火栓）

配管改修 （給水管、消火管、排水管及びガス管）

・便所改修に伴う機械工事

一式

南棟便所（1～4階）

管理棟職員便所（2階）

北棟便所（3～4階）

・上記に伴う解体撤去処分工事

一式

（4）工 種 管工事

（5）工事期間 契約日から平成32年（2020年）2月8日まで

248日間

（6）そ の 他 「平盛小学校ライフライン改修他建築工事」、「平盛小学校ライフライン改修他機械工事」及び「平盛小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における管の総合評価値（P）